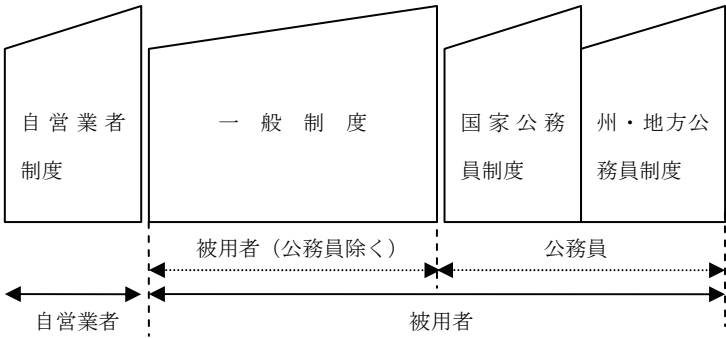


<p>国名</p>	<p>ベルギー</p>
<p>公的年金の体系</p>	
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業者 (自営業者制度に◎)</li> <li>・被用者 (被用者制度に◎)</li> </ul>
<p>保険料率 (総保険料率)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業者：22.00%又は14.16% (就業所得の額による)</li> <li>・被用者：被用者13.07% (うち、年金保険料率7.50%)，事業主24.77% (うち、年金保険料率8.86%)</li> </ul>
<p>支給開始年齢</p>	<p>65歳</p>
<p>基本受給額</p>	<p>平均支給月額 (被用者制度・既婚・世帯の場合) 1556.99ユーロ (2008年)</p>
<p>給付の構造</p>	<p>「(再評価済報酬額) × (給付率) × (キャリア年数) × (年金分数)」で計算  <b>【再評価済報酬額】</b>：報酬の実質価値を維持するため、過去の暦年の報酬額を年金請求時点での消費者物価指数を用いた係数により再評価したもの  <b>【給付率】</b>：世帯給付率 (75%)，単身給付率 (60%)  <b>【キャリア年数】</b> 実就労期間及びみなし就労期間 (失業期間等) の合計  <b>【年金分数】</b>：1/45</p>
<p>所得再分配</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業者制度，被用者制度ともに遺族 (配偶者) 年金や障害保険がある。</li> </ul>
<p>公的年金の財政方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業者制度，被用者制度ともに賦課方式</li> </ul>
<p>国庫負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり (付加価値税の税収からも拠出あり)</li> </ul>
<p>年金制度における最低保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全被保険者期間 (男性45年) の2/3以上の保険期間を有する者に対して「最低年金」を支給</li> </ul>
<p>無年金者への措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者所得保障給付 (GRAPA)」を支給</li> </ul>
<p>公的年金と私的年金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働協約に基づく「部門別年金」が2003年に創設された (該当する部門に属する労働者は強制加入)。</li> </ul>
<p>国民に対する個人年金情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・55歳以上の者について，本人の申請に基づき，予想される年金額を通知</li> </ul>

## ベルギーの年金制度

坪井俊宣（厚生労働省年金局国際年金課）

### 1. 制度の特色

ベルギーの公的年金制度は賦課方式で運営される強制加入の制度である。適用の対象となる者は就労者（被用者及び自営業者）であるが、年金制度自体は「民間被用者」、「自営業者」及び「公務員」の3つの制度に大別される。

なお、ベルギーの社会保障制度においては、「年金」とは老齢及び遺族給付を指し、障害給付は医療保険制度から支給される。

### 2. 沿革

ベルギーの社会保障制度の原点は、産業革命によって工業労働者が増加したことにより新たに顕在化したリスク、特に疾病、就労不能又は失業に対し、労働者自らがこうしたリスクに備えるために組織した“共済組合”の活動にある。

こうした民間ベースの相互扶助システムがしばらく継続されてきた後、19世紀後半より、共済組合への国庫補助が開始されるなど次第に政府の関与が強まっていくこととなった。また、この時期には災害や疾病の大きい特定の労働者グループ（船員・坑内員）に対する強制保険制度が創設された。

1903年には労働者一般に対する最初の強制保険として労災保険制度が創設され、その後、老齢年金が1924年に、遺族年金が1925年にそれぞれ創設されるなど、第2次世界大戦中の1944年には現在の労働者に対する社会保障制度の内容が全て出揃うこととなった。

第2次世界大戦後は、経済成長を背景にして社会保障制度が拡充されていき、1956年には自営業者に対する社会保障制度が発足するなど、1969年頃までにはベルギーで就労する者等のほぼ全員に対して社会保障制度の適用が行われるまでになった。このようにベルギーの社会保障制度はその適用範囲を順次拡大してきた。

しかしながら、1975年に起こった経済危機により急速に社会保障財政が逼迫し、社会保障制度に対する拠出金の引き上げと共に給付の切り下げを行わざ

るを得ない状況となったが、これ以降、年金制度を含めた社会保障制度全般の議論の中心は、社会保障制度の財政状況の安定化へとシフトすることとなった。特に、人口の少子高齢化に伴い、将来的に年金給付に充てるべき財源の確保が困難になるのではないかと予想される中、ベルギーにおいては年金制度における拠出と給付の均衡を維持する観点から、1995年には「包括的財政管理方式」（後述）を導入したほか、1996年には老齢年金の支給開始年齢の引き上げ（男女とも2009年までに65歳まで引き上げ）を実施した。

さらに2001年には人口の少子高齢化に伴う年金給付の増加に備えるための年金積立基金を創設したほか、65歳以上の高齢者に対するミーンズテスト付きの所得保障給付制度（GRAPA：La garantie de revenus aux personnes âgées）を創設するなど、累次の制度改正が行われている。

### 3. 制度体系の概要

ベルギーの公的年金は「民間被用者」、「自営業者」及び「公務員」をそれぞれ対象とする制度に分立した一階建ての社会保険制度である。

民間被用者制度は、原則として、ベルギー国内に所在する雇用者により、労働契約に基づきベルギー国内で就労する全ての労働者を対象としている。適用の可否の判断においては、この「労働契約」の有無が重要な要素となる。この際、被用者の性別、国籍、年齢、就労時間や報酬の形態（時給、日給、月給、年俸又はチップ等）は問われないが、家事労働者や短期間就労の学生等については適用除外としている。

自営業者制度は、ベルギーにおいて労働契約等により拘束されない就業活動に従事する全ての個人（農業従事者、商人、医師等）を対象としている。また、企業経営者（法人の取締役・理事等）についても、ベルギー社会保障制度上は自営業者とされ、自営業者制度が適用されることとなっている。

公務員制度については、さらに「州・地方公務員」と「国家公務員」に分かれている。

なお、公的年金制度への任意加入は限定的であり、例外的に、強制加入期間（すなわち就業期間）と連続する就学期間や休職期間等について認められるの

みである。

さらに、公的年金の上乗せとしての企業年金がある。

ベルギーの企業年金は3つのタイプ(①企業別制度、②産業別制度、そして③個人年金契約)に分類される。このうち、産業別制度は2003年に創設された比較的新しい制度である。

「企業別制度」においては、企業の従業員全員又は一定のカテゴリに属する者が加入する。また「産業別制度」では、制度加入については団体協約において定められることとなっているが、該当する産業に属する雇用者は、労働協約において脱退を認めていない限り導入しなければならないこととなっている。なお、保険料水準についても労働協約において定められている。

企業年金には確定給付型と確定拠出型とがあり、年金又は一時金で支払われる。なお、企業年金は、主に年金基金や生命保険会社の団体年金保険、投資機関の団体年金貯蓄口座から提供される。

#### 4. 給付算定方式, スライド方式, 支給開始年齢

##### ①老齢(退職)年金の給付額の計算

民間被用者制度の老齢(退職)年金の給付額は、次の計算式によって算出される。

$$\text{老齢年金額} = \text{再評価済報酬額} \times \text{給付率} \\ \times \text{キャリア年数} \times \text{年金分数}$$

- ・「再評価済報酬額」とは、報酬の実質価値を維持するため、過去の暦年の報酬額を年金請求時点での消費者物価指数を用いた係数により再評価したものである。ただし、年金額の計算に際して考慮される報酬額には上限が設けられており、これを超える部分については年金額に反映されない(2009年7月1日現在の当該上限額は51,059.97ユーロである)。
- ・「給付率」は、世帯については75%、単身の場合は60%である。
- ・「キャリア年数」とは、年金額の計算を行う上で考慮される在職年数をいい、これには実際に就労した期間のほか、みなし就労期間(失業期間、傷病による就労不能期間、出産休暇期間等)が含ま

れる。なお、上限は「年金分数」の分母に等しい年数である。

- ・「年金分数」は、従来男性の場合1/45、女性の場合1/44であったが、2009年以降は男性・女性ともに1/45である。

##### ②スライド方式

年金額は消費者物価指数に応じて改定される。

##### ③支給開始年齢

2007年現在、男性は65歳、女性は64歳となっている。女性については2009年以降65歳に引き上げられる予定である。

なお、一定の条件を満たすことで60歳から年金を受給することが可能である(後述)。

##### ④その他

- ・老齢(退職)年金を受給するためには、収入を伴う全ての職業を退職することが原則である。なお、年金受給開始後に就労することは妨げられないが、当該就労による所得額により、年金額が全額又は一部支給停止となる。

- ・「キャリア年数」が35年を超える者(男女を問わない)については、60歳からの繰り上げ受給が可能である。民間被用者制度の場合は減額なしに繰り上げ受給が可能であるが、自営業者制度の場合は、原則として1年繰り上げるごとに年金額の5%が減額される仕組みとなっている。

ちなみに、2001年に導入された65歳以上の高齢者に対するミーンズテスト付きの所得保障給付制度(GRAPA)の概要は以下の通り。

- (支給要件) ①65歳に到達していること。②ベルギー市民等であること。③原則としてベルギーに居住していること。

(支給額) 単身者: 10,715.87ユーロ 同居人がいる者(一人当たり): 7,143.91ユーロ(年額。2009年7月1日以降適用)

※本人及び同居人の収入(年金を含む)を考慮して減額する。

なお、GRAPAの給付に係る業務は国家年金庁(RVP-ONP)が行っている。

#### 5. 負担, 財源

##### ①民間被用者及び事業主の保険料

民間被用者及び事業主はともに保険料を支払うこ

ととなっており、社会保障制度全体（疾病・障害、失業、年金、家族手当、労働災害、職業病等）に関し、「総賃金」に対して被用者本人が13.07%、事業主が24.77%の合計37.84%を支払うこととなっている（2009年）（ここでいう「総賃金」については、ホワイトカラー労働者の場合は実質総賃金の100%、ブルーカラー労働者の場合は実質総賃金の108%に相当する額を指す）。

なお、1994年までは社会保障制度の制度ごとに保険料率が設定され、それぞれが独自に管理されていたが、1995年より「包括的財政管理方式」が導入され、社会保険料を国家社会保障庁（ONSS）が一括して徴収し、これと国庫負担等とを合わせた資金を、各分野の資金需要に応じて、それぞれ制度の実施機関に再分配することとなった（ただし、制度毎の保険料率設定が撤廃されたわけではなく、例えば年金（老齢及び遺族）に関する保険料率は、被用者が7.5%、事業主が8.86%の合計16.36%となっている。また、

障害給付に関しては、被用者が1.15%、事業主が2.35%の合計3.5%となっている。その他の制度については【表1】を参照）。

②自営業者の保険料

自営業者の保険料（年金、家族手当、医療保険、障害保険等）は四半期毎に支払うこととなっており、その額は就労所得の額に応じて【表2】のとおり定められている。

なお、この保険料の算定に当たっては3年前の暦年（「参照年」という。）における就労所得を基準としており、自営業者としての就労が3年を経過していない者に対しては暫定的な保険料が賦課される。

③その他の財源

社会保障給付の財源については、保険料に加えて国庫からも拠出されている。

また、増大する社会保障給付費に対応するための財源確保について、一般財源からの拠出を増やすことは大幅な増税につながるほか、過大な保険料負担

【表1】被用者制度の保険料率

(2009年7月1日現在)

社会保障制度	被用者負担分(%)	事業主負担分(%)	合計(%)
疾病及び障害	4.70	6.15	10.85
（うち疾病）	(3.55)	(3.80)	(7.35)
（うち障害）	(1.15)	(2.35)	(3.50)
失業保険	0.87	1.46	2.33
年金	7.50	8.86	16.36
家族手当	0.00	7.00	7.00
労働災害	0.00	0.30	0.30
職業病	0.00	1.00	1.00
合計	13.07	24.77	37.84

【表2】自営業者制度の保険料(率)

(2009年1月1日現在)

就労所得額 <sup>注1</sup>	保険料(率)
～11,824.39 ユーロの部分	650.34 ユーロ <sup>注2</sup>
11,824.39～51,059.94 ユーロの部分	22.00%
51,059.94～75,246.19 ユーロの部分	14.16%
75,246.19 ユーロ～の部分	賦課しない

(注1) 2009年の「参照年」は2006年

(注2) 一四半期当たりの保険料額

は企業の国際競争力を低下させる要因となることから、これらを代替する財源を求めることの必要性が認識されるに至り、現在、付加価値税（VAT）等の税収の一部を社会保障給付費の財源に充当している。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

ベルギーの年金制度は賦課方式（Pay-As-You-Go）で運営されている。

ベルギーにおいては、来る人口の少子高齢化に備えるため、2001年に「老齢基金（Ageing Fund）」を創設した。この基金は2010年から2030年の間の年金財源を確保することを目的としたものであり、社会保障財政及び国家予算の黒字分や運用益を原資としている。なお、2007年にはGDPの0.3%に相当する額をこの基金に投入し、さらにその後2012年まで毎年GDPの0.2%に相当する額を投入していく予定としている（なお、2005年末の積立総額は約135億ユーロであった。これはGDPの約4%に相当する（OECDより））。

## 7. 制度の企画・運営体制

ベルギーの年金制度は連邦社会保障省が全体的な指導・監督を行っている。

一方、ベルギーの年金制度の運営は準公的機関が実施しており、その実施体制は「民間被用者」、「自営業者」及び「公務員」制度でそれぞれ異なっている。

まず、民間被用者制度については、国家社会保障庁（RSZ-ONSS）が社会保障制度全般の保険料徴収及び財政管理を行っている。年金（老齢・遺族年金）については、国家社会保障庁から国家年金庁（RVP-ONP）に対して必要な財源を移管し、こ

の国家年金庁が給付に関する事務を行っている。また、障害給付については、国家社会保障庁から全国疾病障害保険機構（RIZIV-INAMI）に財源を移管し、各被用者が登録している共済組合を通じて給付が支給されることとなっている。

自営業者制度の年金（老齢・遺族年金）については、各自営業者が登録している社会保険基金を通じて全国自営業者社会保険機構（RSVZ-INASTI）に保険料が集められ、その後は民間被用者と同様に、全国自営業者社会保険機構から国家年金庁に対して財源の移管を行い、同庁が給付を行う仕組みになっている。また、障害給付については、社会保険基金から直接全国疾病障害保険機構に保険料を払い込み、同機構から各自営業者が登録している共済組合を通じて給付が支給されることとなっている。

公務員制度に関しては、基本的には、州・地方公務員については州・地方公務員国家社会保障庁（RSZPPO-ONSSAPL）が、国家公務員については雇用者たるそれぞれの公的機関が運営の責任を有している。

## 8. 最近の議論や検討の動向・課題（今後の見通し、評価を含む）

2001年の制度改革において「所得比例年金＋ミーンズテスト付き所得保障給付」という現行制度が完成して以来、大規模な制度改革は行われていない。

近年ベルギーにおいては国内政治の混乱や金融危機の影響による経済の悪化といった厳しい状況が続いていたが、ベルギー政府は、年金制度についても、他の先進諸国同様、人口の少子高齢化に対していかに安定的な財源を確保できるかという重要な課題に取り組んでいく必要がある。引き続き今後の動向に注目すべきであろう。